

浜の町アーケード（一般国道324号）の通行について

長崎市浜町の浜の町アーケード（一般国道324号）は、基本的に歩行者専用道路となっているため路面舗装が通常の道路とは違っており、車両総重量が4トンを超える車両は通行できません。

しかしながら、浜の町アーケード内での消防訓練とか、下水道の保守管理など、どうしても車両総重量4トンを超える車両が通行せざるを得ない場合があります。

このように、やむを得ない事情により、車両総重量が4トンを超える車両を通行させようとするときは、下記により道路管理者（長崎振興局）に通行の認定を受ける必要があります。

（車両制限令第7条、第12条）

また、午前5時から午前10時までの間以外の時間帯に車両を通行させる場合は、所轄の警察署との協議も必要です。

なお、通行する車両が一般制限値（総重量 20 トン、長さ 12m、幅 2.5m、高さ 3.8m、最小回転半径 12m）を超える場合には、「認定」ではなく、出発地から目的地までの全経路について特殊車両通行許可が必要になります。

記

1 浜の町アーケード（一般国道324号）の規制内容

次の①及び②のとおり規制されており、車両は、午前5時から午前10時までの間、車両総重量が4トン以下であれば通行可能である。

- ① 車両総重量が4トンを超える車両は通行不可
- ② 午前10時から翌朝5時までは歩行者専用道路

2 車両総重量が4トンを超える車両を通行させる場合の認定手続き

（1）申請書類

- ① 特殊車両通行認定申請書（様式1）
- ② 車両内訳書（様式2：複数台の車両を通行させる場合に作成）
- ③ 通行させる全車両の自動車検査証及び自動車検査証記録事項
- ④ 通行経路図（様式3）
- ⑤ 運行計画書（様式4）

（2）提出先 長崎振興局建設部管理課

（3）提出方法 持参するほか、次のアドレスにメールで提出することも可能 Tokusya_nagasaki@pref.nagasaki.lg.jp

（4）提出部数 1部